

令和6年度 大阪大谷大学ガバナンス・コード遵守状況報告書

基準日 令和6年10月1日（対象期間 令和5年10月1日～令和6年10月1日）

作成日 令和6年9月19日

審議日 令和6年9月19日

<大阪大谷大学ガバナンス・コードについて>

大阪大谷大学は、令和3年9月28日に「大阪大谷大学ガバナンス・コード」を制定し、その後、令和4年4月1日に改正（第2版）いたしました。このガバナンス・コードに基づき、健全な学校法人の運営に取り組み、高等教育の発展に寄与することを宣言します。

<適合（遵守）状況の点検方法について>

本学の適切なガバナンスを確保するために毎年度対象期間内に、遵守項目について実施状況を確認し、遵守状況を点検することとしています。点検結果は、本学理事会・評議員会で審議され、承認後は本学ホームページ上に公表しています。

<点検結果>

遵守項目	実施状況等
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
（1）建学の精神・理念	遵守している。
（2）建学の精神・理念に基づく人物像	遵守している。
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等	遵守している。
（2）中期計画の策定と実現に必要な取り組みについて [遵守できていない項目]	遵守できていない項目がある。 [遵守できていない理由]
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	中長期経営改善計画については現在検討を進捗させている状況である。今後同計画の策定推進に努め、承認後公表を行う。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会・評議員会等で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。	
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例	

(3) 私立大学の社会的責任等	遵守している。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	
<p>(1) 理事会の役割</p> <p>[遵守できていない項目]</p> <p>③-ア 理事会は、理事および設置大学の運営責任者（学長、副学長および学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>③-イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制はリスク管理体制を適切に整備します。</p>	<p>遵守できていない項目がある。</p> <p>[遵守できていない理由]</p> <p>理事会は、入学者数の落ち込みに対する経営改善計画を業務改善に活かせるよう協議を重ねている。また、内部統制やリスク管理については、今後、体制の整備を行う予定である。</p>
2-2 理事	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	遵守している。
(2) 学内理事の役割	遵守している。
(3) 外部理事の役割	遵守している。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	遵守している。
2-3 監事	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	遵守している。
(2) 監事の選任	遵守している。
(3) 監事監査基準	遵守している。
<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>[遵守できていない項目]</p> <p>② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。</p>	<p>遵守できていない項目がある。</p> <p>[遵守できていない理由]</p> <p>監事間における定期的な話し合いの機会は設けており、今後監事会の設置に向けて検討していく予定としている。</p>
(5) 常勤監事の設置	遵守している。
2-4 評議員会	
(1) 諮問機関としての役割	遵守している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	遵守している。
(3) 評議員会は、学校法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができます。	遵守している。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	遵守している。
2-5 評議員	
(1) 評議員の選任	遵守している。

(2) 評議員会への研修機会の提供と充実	遵守している。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	遵守している。
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	遵守している。
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	遵守している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	遵守している。
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	遵守している。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント	遵守している。
4-3 社会に対して	
(1) 認証評価および自己点検・評価	遵守している。
(2) 社会貢献・地域連携	遵守している。
4-4 危機管理および法令等遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	遵守している。
(2) 法令等遵守のための体制整備	遵守している。
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公表	遵守している。
(2) 自主的な情報公開	遵守している。
(3) 情報公開の工夫等	遵守している。
第6章 本法人の設置する学校におけるガバナンス	
本法人の設置する学校におけるガバナンス	遵守している。

以 上